

受検手続支援の概要について

受検手続支援とは

事前に個人情報の提供に同意してもらうことで、合格・不合格の情報が試験実施機関から直接外国人技能実習機構へ通知され、次期技能実習区分へ移行するときに合格証書等を提示することが不要となります。
また、不合格となってしまった場合には、外国人技能実習機構から試験結果を監理団体等へ迅速に取り次ぎ、再試験の受検を促します。

I 新制度により入国・在留される方

1 新制度で新たに入国された方

⇒外国人技能実習機構が支援を実施します。
(詳細は裏面へ！)

2 旧制度 1、2号から新制度 2、3号に移行する方

3 旧制度 1、2号で在留し、平成30年2月1日以降に在留期限を迎え、移行を予定せずに受検を希望する方

⇒外国人技能実習機構およびJITCOが支援を実施します。
(詳細は裏面へ！)

II 技能実習法の経過措置により在留される方

4 旧制度 1号から旧制度 2号に移行する方

⇒引き続きJITCO（公益財団法人国際研修協力機構）が支援を実施します。

在留期限が平成30年1月末までの技能実習生のうち、平成29年10月31日までに旧制度の経過措置により在留資格変更申請を予定している場合、引き続きJITCOによる支援対象となります。

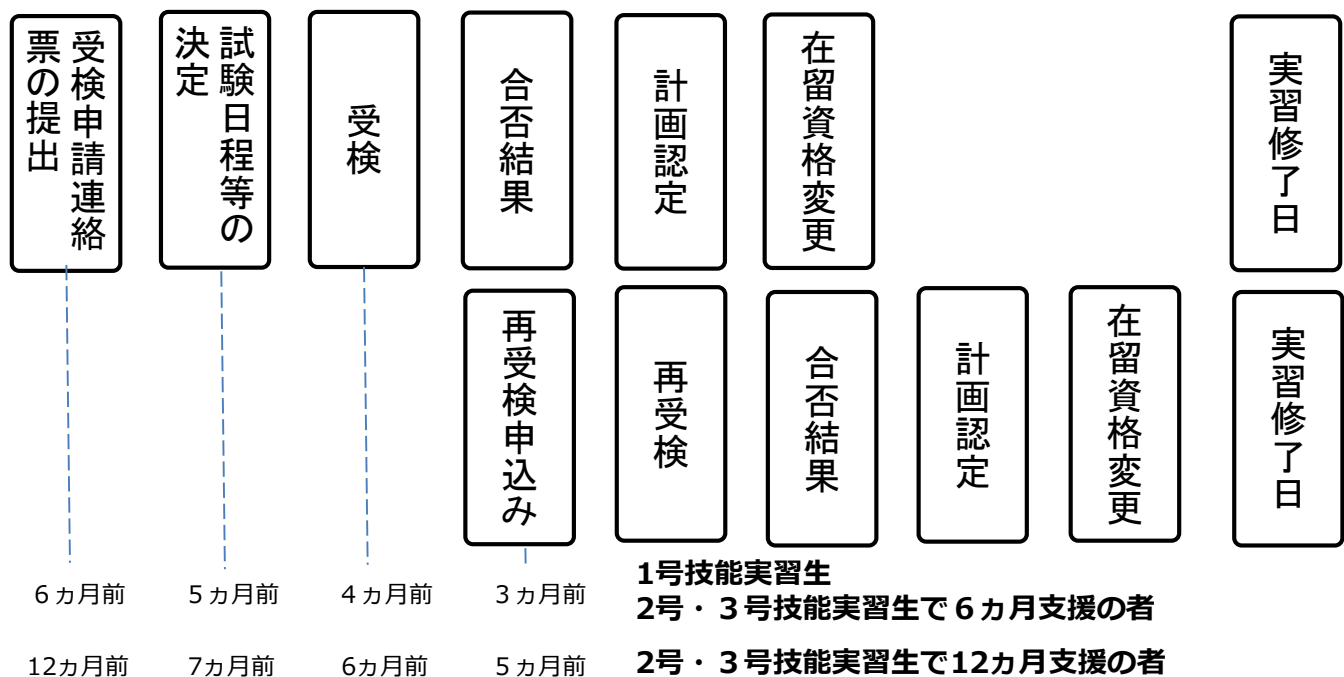
お問い合わせ先：JITCO申請支援部移行業務課（03-4306-1192）

- 1 新制度で新たに入国された方
- 2 旧制度 1、2号から新制度 2、3号に移行する方
- 3 旧制度 1、2号で在留し、平成30年2月1日以降に在留期限を迎え、移行を予定せずに受検を希望する方

⇒手続の方法が変わります。

- 1号技能実習生に対する支援受付は、**実習修了の5カ月前から6カ月前に前倒しとなります。**
- 2号・3号技能実習生に対する支援受付を開始します。**実習修了の12ヶ月前から開始します（1月末までの間は、実習修了の6カ月前の者も対象とします）。**
- やりとりは、原則 F A Xから電子メールに変更します。ただし、インターネット接続環境のない場合には F A Xによる申請も可能です。
- 支援開始時に提出いただく受検申請連絡票及び「個人情報の取り扱いに係る同意書」の宛先は、**1は機構のみですが、2、3は平成30年1月末までの間は機構・JITCOの両者に提出してください。**
(宛先：機構 jukenshien@otit.go.jp JITCO jukenshien@jitco.or.jp)

支援のイメージ



※ 試験実施日直前のキャンセルは、試験実施機関の円滑な試験の実施に支障をきたすほか、さらに別日程で試験実施を依頼した場合には、日程の再調整に時間を要し、在留期限に間に合わなくなる可能性も生じてくるため、厳に慎んでいただくようお願いします

※ 新制度では、入管法20条第5項の特例措置期間（在留期限後の2カ月間）を活用した再受検の申請は予定していないので留意してください

※ 受検申請連絡票の詳細及び様式は機構HP <http://www.otit.go.jp/index.html>に掲載していますので、使用してください

本件に関するお問い合わせ先

外国人技能実習機構技能実習部援助課整備班 03-6712-1974